平成２９年（再イ）第１０９号

愛知県津島市西愛宕町２丁目24番地３　プリメーラ西愛宕２Ａ号

再生債務者　Ｊｅｗｅｌｒｙ＆Ｔｉａｒａこと菱田由香理

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月21日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１３７号

愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地2028

再生債務者　大滝　　智

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月21日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第８５号

札幌市手稲区稲穂２条３丁目４番15―102号

再生債務者　髙下　　重光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１０１号

札幌市北区篠路２条３丁目３番３―101号

再生債務者　平林　　純

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１０３号

札幌市豊平区月寒東１条17丁目１番35―810号

再生債務者　関口　雄大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１０７号

札幌市豊平区月寒東２条３丁目７番10―302号

再生債務者　山口　隆志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１８号

埼玉県入間市東町７丁目15番地42

再生債務者　方　　暁争

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第５０号

埼玉県所沢市緑町４丁目35番15―601号　アコール新所沢イースト

再生債務者　榎本　康治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１２号

三重県鈴鹿市野町東１丁目１番13号

再生債務者　山本　修一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日　　津地方裁判所再生係

平成２９年（再イ）第１３号

兵庫県明石市東野町2043番地の15　カサベラ大蔵谷507号

再生債務者　三村　教司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２９年（再イ）第４号

兵庫県加東市沢部458番地３

再生債務者　澤井　武史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月22日　　神戸地方裁判所社支部

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（平成二十九年七月三十一日文部科学大臣認可　二十九受文科高第七八九号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

第二十二条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第二項中「第十一条の三の四第一項第二号」を「第十一条の三の三第一項第二号」に改める。

第二十五条中「第十一条の三の四第九項」を「第十一条の三の三第九項」に改める。

附　則

この変更は、平成二十九年八月一日から実施する。

平成二十九年九月四日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　　日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について

（平成二十九年七月三十一日文部科学大臣認可　二十九受文科高第七八八号）

日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第二十三条第一項の表家族療養付加金の項及び家族訪問看護療養費付加金の項並びに第二十四条第一項及び第二項中「第十一条の三の四第一項第二号イ」を「第十一条の三の三第一項第二号イ」に改める。

第二十六条第二項の表中「千分の九十七・一三」を「千分の九十八・四三」に、「千分の十二・三一」を「千分の十三・六一」に、「千分の九十六・五八」を「千分の九十七・八八」に改め、同条第三項の表中「千分の九十六・五八」を「千分の九十七・八八」に、「千分の十二・三一」を「千分の十三・六一」に改め、同条第五項の表中「千分の九十五・八八」を「千分の九十七・一八」に、「千分の十二・三一」を「千分の十三・六一」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十九年八月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、平成二十九年八月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

平成二十九年九月四日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　　日本私立学校振興・共済事業団